

税制上の優遇措置について

住之江区社協への会費納入及びご寄付は、所得税や法人税、住民税等の優遇措置の対象となります。

個人の場合

確定申告等によって、所得税・住民税が還付される場合があります。

寄付金・社協会員会費は、確定申告時に「所得控除」か「税額控除」のどちらかを選択できます。

法人の場合

「特定公益増進法人に対する寄付金」として損金算入の対象となります。

※制度の詳細は、最寄りの税務署にお問い合わせください。

※確定申告の際には、以下の書類が必要です。

- ①「区社協発行の領収書」
- ②「税額控除にかかる証明書」の写し（税額控除を選択される場合のみ）

上記②の「税額控除にかかる証明書」（税額控除対象となる社会福祉法人の証明書）の写しは、ダウンロードできます。

FAXや郵便でもお送りしますので、ご希望の方は、住之江区社協までご連絡ください。

お問い合わせ先

住之江区社会福祉協議会 （電話番号06-6686-2234）